

悪質商法にご用心！

点検商法

「無料」は家に入るための口実

突然訪問を受け「無料で点検する」と言われたので依頼した。「湿気が多いから柱が腐り、家が倒れるかもしれない。」と言われ不安になり、高額な換気扇の契約をしてしまった。

 【トラブル回避のポイント】

- 玄関を開けない、家に入れない。
- その場で契約をしない。
- 契約を急がせる場合は要注意！

利殖商法

「必ずもうかる」話には注意！

自宅に電話があり「必ずもうかる」と言われ未公開株を購入したが、いっこうに上場される気配がない。その後、業者と連絡がとれなくなってしまった。

 【トラブル回避のポイント】

- 業者の話をつのみにしない。
- 安易なもうけ話は、きっぱり断る。
- 再び被害にあう「二次被害」にも注意！

架空請求

身に覚えのない請求は無視！

身に覚えのない利用料の請求メール・はがきが届いた。問合せ先に連絡したら、「すぐ支払わないと訴える」と何度も電話がくるようになり、怖くなって支払ってしまった。

 【トラブル回避のポイント】

- 自分から相手に連絡しない。
- しつこい請求がきても無視する。
- 未然防止に迷惑メールのフィルタリングの設定をしておく。

ワンクリック詐欺

請求されてもあわてないで！

ネットのサイトで無料動画を見ようと年齢認証ボタンをクリックしたら、突然有料アダルトサイトに登録となり、高額な利用料金請求画面が表示された。

 【トラブル回避のポイント】

- 安易に個人情報を入力しない。
- 不用意にボタンをクリックをしない。
- あわてて業者に連絡しない。
- 言われるままに支払わない。

こんなトラブルにもご用心！

通信販売で、「初回お試し価格」と、格安な価格になっていたのに注文したところ、2か月後に、何も頼んでいないのに、また同じ商品が届いた。よく確認すると「定期購入コース」の契約だった。

 【トラブル回避のポイント】

- 「お試し」「初回のみ」などの場合、定期購入が契約条件となっていないか、他に条件が付けられていないか確認する。
- 通信販売では、クーリング・オフ制度はないので、事業者が広告に表示している解約・返品条件に従うことになる。最後まで広告や画面をよく確認する。



消費生活に関することで困ったときは、一人で悩まずお住まいの市町消費生活相談窓口、または三重県消費生活センターへご相談ください。

消費者ホットライン

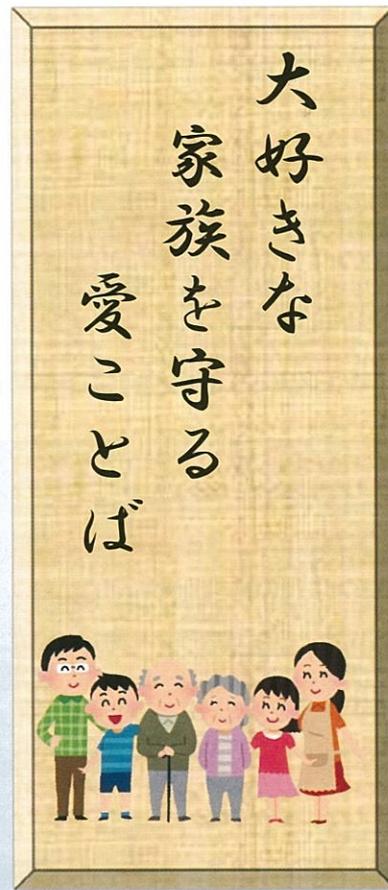
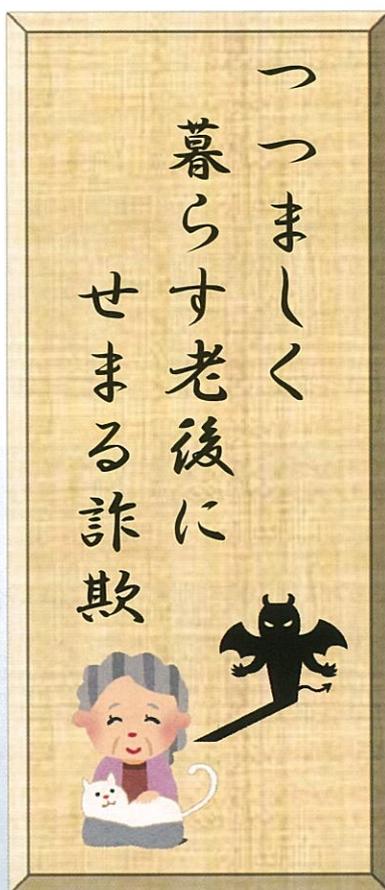
局番なし ☎ 188へ電話

「消費者ホットライン」に電話をかけると、お住まいの市町消費生活相談窓口、または三重県消費生活センターへつながります。

三重県消費生活センター ☎ 059-228-2212
相談受付時間：平日 9:00~12:00、13:00~16:00
※祝日・振替休日・12月29日~1月3日を除く

三重県明乳会(明治牛乳販売店)・三重県消費生活センター

ストップ！！詐欺被害！！



キャッシュカードを...

渡さない！



暗証番号を...

教えない！

特殊詐欺の犯人は、警察官や金融機関職員などを名乗って、言葉巧みにキャッシュカードを渡すよう要求し、暗証番号を聞き出そうとします。

- ◎ 「あなたのキャッシュカードが犯罪に利用されている。」
 - ◎ 「キャッシュカードが古いので交換する。」
- など不審な電話を受けた時は、警察へ通報・相談を！

三重県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 犯罪抑止対策室
Tel.059-222-0110 オフィシャルサイト <http://www.police.pref.mie.jp/>